

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年9月27日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義則

◎ 調達機関番号 017 ◎ 所在地番号 47

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 1
- (2) 調達品名及び予定数量等

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量は、5,000kg。
令和元年産米。財団法人穀物検定協会の行う食味検査による「米の食味ランキン

グ表（平成30年度）において特Aランクの米であること。单一米100%。

- (3) 調達品の特質等 入札説明書及び精白米調達仕様書による

- (4) 納入期限 令和元年11月1日～令和2年3月31日

- (5) 納入場所 国立療養所沖縄愛樂園栄養管理室

- (6) 入札の方法

落札者の決定は、最低入札落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、
入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金
額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免
税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する
金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年
者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている
者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(ウ) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が
定める資格を有する者であること。

- (4) 平成31、32、33年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）におい
て、「物品の販売」の「その他」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地
域の競争参加資格を有する者であること。

- (5) 入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限
の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこ
と。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛樂園 紙食係長 當間 実
電話番号0980-52-8331 (内線8513)

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の公示の日から3の（1）の場所にて交付、又は、国立療養所沖縄愛樂
園のホームページより取得する事。

- (3) 競争入札参加への必要書類の提出
令和元年10月17日(木) 16時まで
資格審査結果通知書、暴力団等に該当しない旨の誓約書、質疑書(質疑がある場合)、入札において委任される場合は委任状
- (4) 入札書の受領期限
令和元年10月17日(木) 16時00分
- (5) 開札の日時及び場所
令和元年10月18日(金) 9時00分
国立療養所沖縄愛楽園 管理棟2階会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の精白米購入に係わる入札公告（令和元年9月27日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長　日巻義徳

2. 内容

- (1) 調達品名及び予定数量等：令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量は、5,000kg。令和元年産米。財団法人穀物検定協会の行う食味検査による「米の食味ランキング表（平成30年度）」において特Aランクの米であること。単一米100%。
- (2) 単価契約期間：令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- (3) 納入場所：沖縄県名護市字済井出1192
　　国立療養所沖縄愛楽園 栄養管理室
- (4) 入札方法：入札金額については、上記精白米の1kg当たりの単価について入札する。開札の結果、各人の入札価格が予定価格を超過したときは再度の入札を行う。また、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の8%に相する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し提出するものとする。
- (5) 予算決算及び会計令第80条の規定に基づき単価契約とする。
- (6) 入札保証金及び契約保証金：免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 平成31・32・33年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」のうち『その他』でB、C又はD等級に格付けされ、九

州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (7) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5（2）に照会すること。

4. 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法 この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

①入札参加申込書

- (a) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）
(b) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）

②平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用するアプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver.10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以上のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は不可とする。

- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合、送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の（2）の担当者に手渡すこと。直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5の（2）にその旨を連絡すること。
※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかつた場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

5. 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.geps.go.jp>
- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒905-1635
沖縄県名護市字済井出1192
国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室 給食係長 當間 実
TEL 0980-52-8331 内線8513
- (3) 仕様書の内容等に関する紹介先
上記（2）と同じ
- (4) 入札書及び証明書等の受領期限
電子調達システムの場合 令和元年10月17日 16時00分
紙入札の場合 令和元年10月17日 16時00分
(郵送する場合には受領期限までに必着のこと)
- (5) 入札書及び委任状の提出方法
<電子調達システムによる場合>
①入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
②当該入札に利用するICカードを限定するとともにその登録を行うためICカード確認書を提出すること。
なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。当該入札にて限定したICカード以外のICカードを利用した場合は、その入札は無効となるので注意すること。
③入札書の記載事項
a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
b 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。（電

子認証書を取得している者であること。)

c その他必要な事項を記載するものとする。

<紙による入札の場合>

① 競争参加資格者の場合（本店の代表者が直接入札する場合）

別紙1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（国立療養所沖縄愛樂園支出負担行為担当官殿と記載）及び「令和元年10月18日開札〔精白米〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

② 競争参加資格者以外の場合（各支店・営業所等）

(ア) 支店長・営業所長が入札する場合（代理人）

入札書は別紙2の様式にて①と同じとする。

委任状については、競争参加資格者からの委任状（別紙5の様式）を提出するものとする。

(イ) 本店の社員が入札する場合（代理人）

入札書は別紙3の様式にて①と同じとする。

委任状については、競争参加者からの委任状（別紙6の様式）を提出するものとする。

(ウ) 支店・営業所等の社員が入札する場合（復代理人）

入札書は別紙4の様式にて①と同じとする。

委任状については、競争参加者からの支店長・営業所長等への委任状（別紙5の様式）及び支店・営業所長等から社員への委任状（別紙7の様式）を提出するものとする。

(エ) 上記各委任状の提出がなき入札書は無効となるので注意すること。

③ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

④ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和元年10月18日開札〔精白米〕入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に朱書きし上記（2）宛に入札書の受領期限までに到達するようにしなければならない。

なお、電報・ファクシミリ・電話その他の方法による入札は一切認めないものとする。

⑤ この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書、保険料納付にかかる申立書、及び自己申告書の3部を提出しなければならない。

(6) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(a) 委任状が提出されていない代理人のした入札

- (b) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - (c) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
 - (d) 金額を訂正した入札
 - (e) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (f) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者のした入札
 - (g) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
 - (h) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
 - (i) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
 - (j) (5) <紙による入札の場合>⑤の当該書類を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは当該宣誓・申立・申告に反することとなった者のした入札
- ② 電子調達参加者は、ICカードを不正利用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めない。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取り止めことがある。

(8) 代理人・復代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。
- ② 上記(5) <紙による入札の場合>②の代理人・復代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人等であることを表示し、当該代理人等の氏名を明記して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札書提出時までに委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人等は、本件調達にかかる入札について他の代理人等を兼ねることができない。

(9) 開札の日時及び場所

令和元年10月18日 9時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

(10) 開札

- ① 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。
- ② 紙による入札の開札は、入札者又はその代理人等を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- ③ 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の指示に従い、競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書）及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ⑤ 入札者又はその代理人等は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- ⑦ 電子調達システム参加者の障害により電子調達による入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子調達による入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
 - ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合（但し、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）
- ⑧ 電子調達ヘルプデスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子調達ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達による入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑨ 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ電子調達による入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- ⑩ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子調達による入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間をする場合などには、開札日時を別途指定し支出負担行為担当官から連絡を行う。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類、委任状、誓約書を令和元年10月17日（木）までに提出し、開札日の前日までの間において、契約担当官等からの当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しとする。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 契約担当官は、提出された書類については、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。又、書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定

- ① 本入札説明書4(3)に従い書類・資料を添付して入札した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定する。また、入札者又はその代理人等が直接くじを引けない場合は、入札執行事務に関係ない当園職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- ③ 契約は、入札単価（消費税を含む）による単価契約とする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、延滞なく契約書を取り交わすものとする。なお、電子契約書による契約を希望する者は、開札終了後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得すること。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

別紙契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

精白米調達仕様書

1. 令和元年産米。財団法人穀物検定協会の行う食味検査による「米の食味ランク表（平成30年度）」において特Aランクの米であること。単一米100%。
2. 予定数量は、令和元年11月～令和2年3月の5ヶ月で5,000kg
3. 契約期間は、令和元年11月1日～令和2年3月31日
4. 納入場所 沖縄愛樂園 栄養管理室
5. 納品は、5kg入りのビニール袋入りで、真空パック（現物支給分）可能であること。
6. 毎月1回の現物支給分は、支給日当日の午前9時までに納品すること。

サンプル

(別紙1)

入札書（第　回目）

品　　名

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A（平成30年度）。单一米100%。

産地銘柄：

入札金額　金　 円也（kg単価）税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長　日巻義徳　殿

(別紙1)

入札書(第回目)

品名

令和元年度下期(11月~3月)分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A(平成30年度)。単一米100%。

産地銘柄:

入札金額 金 円也(kg単価) 税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

サンプル

(別紙2)

入札書(第回目)

品名

令和元年度下期(11月～3月)分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A(平成30年度)。単一米100%。

産地銘柄:

入札金額 金 円也(kg単価) 税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

代理人 ○○○○株式会社△△支店
支店長 □□□□印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

(別紙2)

入札書（第 回目）

品 名

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A（平成30年度）。単一米100%。

産地銘柄：

入札金額 一金 円也 (kg単価) 税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻義徳 殿

サンプル

(別紙3)

入札書（第 回目）

品 名

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A（平成30年度）。単一米100%。

産地銘柄：

入札金額 金 円也 (kg単価) 税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名) ◎◎ 株式会社
代表取締役社長 □□ ◎◎

代理人 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

(別紙3)

入札書（第 回目）

品 名

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A（平成30年度）。単一米100%。

産地銘柄 :

入札金額 金 円也（kg単価）税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

(別紙4)

サンプル

入札書（第 回目）

品 名

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A（平成30年度）。单一米100%。

産地銘柄：

入札金額 金 円也 (kg単価) 税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○

復代理人 △ △ △ △ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

(別紙4)

入札書（第 回目）

品 名

令和元年度下期（11月～3月）分精白米。予定数量5,000kg。
令和元年産米。食味評価特A（平成30年度）。単一米100%。

産地銘柄：

入札金額 金 円也 (kg単価) 税抜単価

入札説明書、及び単価契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

サンプル

(別紙5)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名 ○○○○株式会社△△支店
支店長 △ △ △ △

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付隨する一切のこと

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙5)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所
氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印



サンプル

(別紙6)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所
氏名 ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名 ○○○○株式会社
△ △ △ △

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

受任者使用印

(別紙6)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

委任者（競争参加者）

住所
氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所
氏名

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

受任者（代理人）使用印	受任者使用印

サンプル

(別紙7)

委任状

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇（競争参加者）の復代理人と定め、令和 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

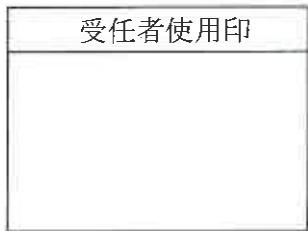
記

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印



令和 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

(別紙7)

委任状

私は _____ を _____ (競争参加者) の
復代理人と定め、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日貴園において執行される「令和元年度下期（1
1月～3月）分精白米」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 入札に関する一切の権限

委任期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印



令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(住所)

(氏名)

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年　月　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日
住所

商号又は名称

代表者氏名 印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園 事務部長 日巻義徳 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園
事務部長 日巻義徳 殿

住所
名称
代表者

電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

当社は、下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を致します。

記

1 入札案件名 精白米

2 電子調達システムでの参加ができない理由

単価契約書(案)

下記の物品の購入について、支出負担行為担当官国立療養所沖縄愛樂園事務部長 日巻義徳
(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、次の各条項により契約を締結する。

精白米 令和元年産米 別紙内訳書のとおり

本契約は単価による契約とし、契約単価は別紙内訳書のとおりとする。

別紙内訳書の消費税等額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約単価に108分の8を乗じて得た額である。

この契約にかかる契約保証金は免除する。

(契約期間)

第1条 この単価契約期間は下記のとおりとする。

自 令和元年11月 1日
至 令和2年 3月31日

ただし、本契約期間中に市価に著しい変動があるとき又は契約品目等の品質・形状等の変更並びに製造中止等の事案が生じたときは、甲・乙協議のうえ単価等を変更することができる。

(物品の納入場所)

第2条 納入場所は国立療養所沖縄愛樂園栄養管理室とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、
本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承
継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり
信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定す
る金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定す
る特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社
に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基
づいて、特定目的会社及び信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲
に対し民法(明治29年法律第89号)第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特
例等に関する法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼
を行い若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成4年法律第77号)に
規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙との間ににおいて解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令〈昭和22年勅令第165号〉第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。
- 4 乙は、前項のただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

(所有権移転前の損害の負担)

第4条 物品を甲の指定する場所に納入し、第5条に規定する検査を完了するまでの間において、物品上に生じた損害については、その損害が甲が負うべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責任を負わない。

(納入及び検査)

第5条 乙は契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。搬入に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。

3 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。

4 検査完了後は、甲は物品の引き渡しが完了した旨を乙に通知しなければならない。

(不合格品の引き取り)

第6条 物品の品質・構造・形状は、甲の検査に合格するものでなければならない。なお検査の結果、不合格の場合は取替えなければならない。

2 前項の取り替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。

3 検査のため物品の性能・形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

(納入前の調査)

第7条 甲は必要がある場合は、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察し必要な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

(過納品の引き取り)

第8条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期限内に乙はこれを引取らなければならない。もし、引取らないときは、甲はこれを他所に運搬することもあり、

この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

(納入期限の延伸)

第9条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して納期を延長することができる。

- 2 前項の遅滞料は、納期の翌日から起算して履行した日までの回数に応じて、1日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。
- 3 天災、その他乙の責に帰しがたい事由により、納期内に物品を納入することができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合は、これを許可し納期を延長することができる。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第10条 乙は、第5条に規定する検査を受け、これに合格した場合は、1ヶ月分を取り纏めて支払請求書を作成し、翌月15日以内に甲へ提出するものとする。

- 2 甲は適法な支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第11条 甲が前条第2項に定める約定期間内に支払をしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、その支払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和二十四年十二月大蔵省公示第九百九十一号）で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、その額が100円未満のときは支払わない。

(甲の解除権)

第12条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が納期までにこの契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が第3条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項の規定に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

(乙の解除権)

第13条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(賠償金)

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第1条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第12条第4号の刑が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は、第50条の第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分の全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

(4) 公正取引委員会が乙に刻して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

3 甲は第12条第1項一、二、三の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 乙は第13条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

5 前4項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していないかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙または乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならぬ。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せした場合において、甲に損害が生じたときは、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第18条、第19条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条、第19条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(瑕疵担保)

第23条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第24条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処

分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第26条 第25条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決方法)

第27条 この契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議の上選定した者に調停を依頼する。

(補則)

第28条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 月 日

発注者（甲） 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 日巻義徳

受注者（乙）

